

		<ul style="list-style-type: none"> ・材料名 () <input type="checkbox"/>JIS規格品 (JIS規格番号) <input type="checkbox"/>大臣認定品 <input type="checkbox"/>その他(具体的に記載) ・材料名 () <input type="checkbox"/>JIS規格品 (JIS規格番号) <input type="checkbox"/>大臣認定品 <input type="checkbox"/>その他(具体的に記載) 	
<p>第一節 建築設備の構造強度</p> <p>第129条の2の3 法第20条第1項第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 建築物に設ける第129条の3第1項第一号又は第二号に掲げる昇降機にあっては、第129条の4及び第129条の5(これらの規定を第129条の12第2項において準用する場合を含む。)、第129条の6第一号、第129条の8第1項並びに第129条の12第1項第六号の規定(第129条の3第2項第一号に掲げる昇降機にあっては、第129条の6第一号の規定を除く。)に適合すること。</p> <p>二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。</p> <p>三 法第20条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものについては、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。</p>	<p>平成12年建設省告示第1388号(最終改正平成24年国土交通省告示第1447号)の基準に適合している。</p>	<p><input type="checkbox"/>平成12年建設省告示第1388号の基準に適合している</p>	<p>告示：平成12年建設省告示第1388号 建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件</p>
<p>第一節の二 給水、排水その他の配管設備 (給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)</p> <p>第129条の2の4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じた有効な腐食防止のための措置を講ずること。</p> <p>二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。</p> <p>四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。</p> <p>五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。</p> <p>2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下この項において同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。</p> <p>二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあっては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つことその他の有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。</p> <p>三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>イ 当該配管設備から漏水しないものであること。</p> <p>ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。</p> <p>四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。</p> <p>五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものについては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。</p> <p>六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p>			

<p>3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。</p> <p>二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。</p> <p>四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。</p> <p>五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。</p>			
---	--	--	--